

## 改正概要説明書

国名： アイルランド

法令名： 特許法

改正情報： 2017年5月19日までの改正を含む

### 改正概要：

#### 1. 定義規定の追加

・ アイルランドを含む欧州連合(EU)加盟国のほか非加盟国も参加する欧州経済領域(EEU)協定及び加入国の定義を追加し、併せて「特許代理人」には特許弁護士を含む旨を明記した(第2条)。

#### 2. 調査報告書の規定の整備

・ 改正前の調査報告書の意味を「特許性に係わる」とものと具体化した規定を追加し(第29条(1))、補正があった場合の調査方法の規定を新設した(第29条(5))。

#### 3. 外国の審査結果の利用についての規定の変更

・ 外国の審査・調査結果を審査に利用する場合の証拠の提出、補正の際に新規事項を追加できない旨の規定の追加を規定した(第30条(1)(a)、(4))。また、補正を伴う場合の実体審査の手法について規定を見直し整備した(第30条(5))。

#### 4. 情報提供の規定の新設

・ 公開後特許付与前に、第三者が特許性について長官に意見を提出できる旨の規定を新設した(第30A条)。

#### 5. 拒絶理由通知の発行時期の追加

・ 出願に対する拒絶理由通知は実体審査又は調査が行われた後である旨を追加し、併せて拒絶理由が存しないか解消した場合には長官は特許付与する旨を明記した(第31条(1)(2))。

#### 6. 年次報告の規定の具体化

・ 特許庁の職務執行状況について長官が作成する年次報告の作成時期及び内容等について具体化した(第103条)。

#### 7. 特許代理人の登録義務の明記

・ 特許代理人として登録されていないアイルランド在住者はアイルランドで特許代理人の職務を行うことができない旨を明記した(第106条)。

#### 8. 特許代理人の登録適格性

・ 特許代理人の国籍・本拠地としてEEAを明記し(第107条(1)(a)(b))、また、登録されるための条件を具体的に規定した(第109条(1)(a)(b)(c))。

**改正内容：**

・ **第 2 条**

「EEA 協定」及び「EEA 国」の定義が追加された。  
「特許代理人」の定義が明確化された。

・ **第 29 条**

(5)は新設項である。

・ **第 30 条**

旧法(5)の補正要件が(4)に追加された。  
(5)において、外国の明細書又は調査報告書の使用の場合の実体審査要件が明確化された。

・ **第 30A 条**

新設条文である。

・ **第 31 条**

特許の拒絶又は付与について要件が明確化された。

・ **第 103 条**

年次報告に関し明確化された。

・ **第 106 条**

(2)において、特許代理人の要件が明確化された。

・ **第 109 条**

(1)において、特許代理人の登録適格が明確化された。  
旧法(3)は(1)に包含された。